平成筑豊鉄道観光列車料理提供業務

公募実施要領

　平成筑豊鉄道推進協議会では、平成３１年３月運行開始予定の「平成筑豊鉄道観光列車（仮称）」への料理提供業務を受託する事業者を選定するための公募を以下に基づき、実施します。

１　委託業務の目的

　「平成筑豊鉄道観光列車（仮称）」において、平成筑豊鉄道沿線の地域特産品等を使用した料理を提供する事業者を公募する。

２　委託業務の概要

（１）料理業務

（２）配送業務

※詳細は、別添の「業務仕様書」のとおり。

３　委託契約の期間

契約締結の日から平成３１年６月まで。ただし、平成３２年３月末日まで契約を更新する場合がある。

　※年度ごとに単年度で契約書を取り交わすこととする。（平成３０年度は、契約締結の日から平成３１年３月３１日まで。平成３１年度は平成３１年４月１日から平成３１年６月３０日まで。）

４　委託費

１食５，０００円（消費税含む）に乗車人数を乗じた額を支払う。

この代金には、人件費、材料費、調理費、光熱水費、配送費、消費税その他委託業務を実施する上で必要となる経費を含む。

５　公募参加資格

　　次の全ての要件を満たしていること。

（１）食品衛生法第５２条第１項の許可（飲食店業に係る許可に限る）を受け、自社の調理施設で調理又は弁当を製造する事業を引き続き３年以上営んでいること。

（２）料理監修者の考案したメニューを、製造できる技術を有していること。

（３）委託者が指定した料理搬入場所まで、製造した料理を、適切な温度管理を行い運搬できる者であること。

（４）製造物責任法（平成６年法律第８５号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

（５）公募開始日から過去３年以内に、食品衛生法に基づく食中毒などによる行政処分を受けていないこと。

（６）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）各項各号に該当しないこと。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続中の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないものであること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けているものは、申立てがなされていない者とみなす。

（８）福岡県暴力団排除条例（平成２１年福岡県条例第５９号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。

（９）国税及び地方税を滞納していないものであること。

（１０）共同企業体で応募する場合は以下の全ての要件を満たすこと。

　　　・構成員いずれか１員が、上記（１）から（４）の要件を満たしていること。

　　　・全ての構成員が上記（５）から（９）の要件を満たしていること。

　　　・単独又は他の共同企業体の構成員として、本業務に参加していないこと。

６　公募スケジュール（予定）

　（１）公募開始　　　　　　　　　平成３０年８月１３日（月曜日）

　（２）質問受付期限　　　　　　　平成３０年８月３１日（金曜日）

　（３）参加申込書提出期限　　　　平成３０年８月３１日（金曜日）

　（４）提案書等提出期限　　　　　平成３０年９月７日（金曜日）

　（５）一次審査（書類審査）　　　平成３０年９月１０日（月曜日）

　（６）二次審査（現地確認）　　　平成３０年９月１２日（水曜日）～１９日（水曜日）

（７）最終審査（選定委員会）　　平成３０年９月２１日（金曜日）

　（８）審査結果通知　　　　　　　平成３０年９月２８日（金曜日）

　（９）契約締結　　　　　　　　　平成３０年１０月１日（月曜日）～

７　提案書の作成方法及び提出方法

（１）提出書類と提出部数

　　①参加申込書：１部（押印すること）※提出期限に留意すること。

②提案書：１１部

　　③見積書：１部（押印すること）

　　　※共同企業体の場合、総額がわかるものを代表構成員が提出すること。

　　④調理設備のリスト及び調理場写真：１１部

　　⑤役員名簿：１部（個人の場合は不要）

　　　※共同企業体の場合、構成員ごとに作成・提出すること。

　　⑥納税証明書：１部

　　　・法人の場合は、法人税及び消費税（税務署）、法人事業税及び法人住民税（県税事務所）の納税証明書（直近１か年以内のもの）

　　　・個人の場合は、所得税（税務署）及び個人住民税（県税事務所）の納税証明書（直近１か年以内のもの）

　　　※共同企業体の場合、構成員全員分を提出すること。

　　⑦提案事業者の業務内容が分かるもの（会社パンフレット等）：各１１部

（２）提案書の内容

①提案事業者の概要

・提案事業者の組織体制、経営状況、事業内容等

・業務を受託するにあたってのセールスポイント

・調理業務実績等

②委託業務全体の概要

・業務全体の運営管理、業務実施体制

　（スタッフの業務分担、進捗管理体制等）

③業務内容の詳細

・別添「業務仕様書」に基づく業務内容

（３）提案書の様式

・企画提案書の様式は任意とする。

・用紙はＡ４版片面印刷とする。

・表紙には『「平成筑豊鉄道観光列車料理提供業務」提案書』と記載し、提出年月日、代表事業者名を記載すること。

・提案書は表紙、図表等を含めて２０ページ以内とする。

・文字の大きさは１１ポイント以上とする（表紙、図表を除く）。

（４）提出方法

・「１１　書類の提出先及び問い合わせ先」に書留郵便又は持参により提出すること。

・なお、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

（５）提出期限

（ア）（１）の①：平成３０年８月３１日（金曜日）午後５時まで（必着）

（イ）（１）の②～⑦：平成３０年９月７日（金曜日）午後５時まで（必着）

※書留郵便の場合であっても、（ア）（イ）のそれぞれの提出期限必着とする。

　（６）作成にあたっての留意事項

　　　　・応募する提案書は１案に限る。

　　　　・提出後の提案書の内容変更は認めない。

　　　　・提案書等の著作権は、その応募者に帰属する。なお、提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象になっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととする。

　　　　・提出された提案書等は委託先の選定のみに使用する。

　　　　・参加申込書を提出した後に、辞退をする場合は、平成３０年９月７日（金曜日）午後５時までにＦＡＸにて参加申し込み辞退届を提出すること。なお、原本については後日書留郵便にて送付すること。

８　応募に関する質問及び回答

　提案書の提出にあたり、質問がある場合は、平成３０年８月３１日（金曜日）午後５時までに、電子メール又はファックスにて、下記の書類の提出先及び問い合わせ先まで提出すること。提出後は、電話にて提出先に到着の確認をすること（土、日、祝日を除く）。

　質問に対する回答は、平成３０年９月４日（火曜日）に電子メールにて回答する。

　※来訪又は電話による質問に対する回答は行わない。ただし、質疑の趣旨確認を電話で

　　行う場合あり。

９　委託先の決定

　提出された提案書について、次の通り審査を行い、委託先を決定する。

（１）一次審査（書類審査）

　　　応募者から提出された提案書をもとに書類審査を行う。以下の要件を満たす提案については、一次審査を通過したものとする。

　　　①平成筑豊鉄道観光列車料理製造等業務公募実施要領　に規定する要件

　　　②平成筑豊鉄道観光列車料理製造等業務委託仕様書　に規定する要件

　　　③提案の妥当性（事業の目的と提案が合致していること）

　　一次審査合否通知：平成３０年９月１２日（水曜日）（予定）

　（２）二次審査（現地確認）

　　　料理監修者により、メニューの調理が可能か現地確認を実施する。現地確認の内容は、厨房機器の確認、料理の試食を実施する。

（３）最終審査（選定委員会）

「平成筑豊鉄道観光列車検討委員会」による審査を行う。

最終審査は、一次審査、二次審査の結果を踏まえ実施し、プレゼンテーションなどは行わない。

１０　その他留意事項

　（１）応募に要した費用（書類作成費、試食調理費等）については応募事業者の負担とする。

　（２）提出された提案書等は、返却しない。

　（３）公募の参加により、平成筑豊鉄道推進協議会等から知り得た情報は他者に漏らしてはならない。

　（４）応募に当たっては、提示する資料を熟知しておくこと。

　（５）応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

　　　①提案書等の提出以降に契約締結までに、本要領中「５　公募参加資格」に定める要件のひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

　　　②提出期限内に提案書の提出がされなかった場合

　　　③提出書類に虚偽の記載をした場合

　　　④審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

　　　⑤その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

１１　書類の提出先及び問い合わせ先

平成筑豊鉄道推進協議会 事務局

　郵便番号　８２２－１２０１

　住　　所　福岡県田川郡福智町金田１１４５－２

　　　　　　平成筑豊鉄道金田駅内

　電話番号　０９４７－２２－１０００

　FAX番号　０９４７－２２－０９１０

　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　moriyama@heichiku.co.jp